

会長の選任について

栗東市都市計画審議会条例第5条1項の規定により、会長の選出を求める。

会 長 高 田 昇

添付資料

- ① 委員名簿
- ② 栗東市都市計画審議会条例

栗東市都市計画審議会委員名簿

第7期

条 例	氏 名	略 歴	備 考
第3条第1号委員 (学識経験者)	高 田 ²²⁶ 昇	立命館大学政策科学部教授	
	井 上 浩 三	学識経験者(元県職員)	
第3条第2号委員 (市議会議員)	田 村 隆 光	栗東市議会議員	
	藤 田 啓 仁	栗東市議会議員	
	小 竹 庸 介	栗東市議会議員	
	上 田 忠 博	栗東市議会議員	
	片 岡 勝 哉	栗東市議会議員	
第3条第3号委員 (関係行政機関)	徳 島 英 和	滋賀県南部土木事務所長	
第3条第4号委員 (住民代表)	杉 田 聰 司	栗東市農業委員会選出	
	西 村 政 之	栗東市自治連合会選出	
	小 松 直 利	公募委員	
第4条臨時委員	加 古 幸 平	臨時委員	

栗東市都市計画審議会条例

平成 13 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、栗東市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (4) 住民代表 3 人以内

2 前項に定める委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができるとし、非常勤とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を助ける。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(栗東町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正)
- 2 栗東町議会の議決すべき事件に関する条例(昭和36年栗東町条例第29号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(栗東町総合計画審議会条例の一部改正)
- 3 栗東町総合計画審議会条例(昭和50年栗東町条例第28号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(栗東町総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の栗東町総合計画審議会条例第3条の規定により任命された委員の任期については、なお従前の例による。